

1 大分都市広域圏推進会議規約について

大分都市広域圏推進会議規約（平成27年10月5日施行。以下、「規約」という）は、大分都市広域圏推進会議（以下、「推進会議」という）の所掌事項や組織等を規定している。

大分都市広域圏推進規約(抜粋)

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1)連携中枢都市圏構想における広域連携に関すること
- (2)大分都市広域圏ビジョンの策定及び検証に関すること
- (3)連携協約等に基づき推進する取組に関すること
- (4)その他会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員7人をもって組織する。

2 会長は、大分市をもって充てる。

4 委員は、圏域を構成しようとする大分市以外の市町村長とする。

推進会議の組織は、規約第3条第1項において、「会長及び委員7人をもって組織する。」と規定されており、同条第4項では、「委員は、圏域を構成しようとする大分市以外の市町村長とする。」とされているところ。

2 規約の改正について

令和6年10月に佐伯市長から大分市長に大分都市広域圏への加入の意向が示され、同年11月に大分市長から佐伯市長に佐伯市の加入手続きを進めていく旨の回答が行われた。

推進会議においても、佐伯市長には、委員として参加をいただきたいところであるが、規約では、「**委員は7人**」とされており、新たな委員の加入を妨げるものとなっている。

よって、新たな委員の参加を可能にするため、また、委員の上限を設ける特段の必要性もないことから、次のとおり規約を改正したい。

①規約改定内容：

改定前（組織）第3条 推進会議は、会長及び**委員7人**をもって組織する。



改定後（組織）第3条 推進会議は、会長及び**委員**をもって組織する。

②施行期日

令和7年7月22日